

# オスマン帝国憲法修正条文—翻訳と解題

藤 波 伸 嘉

## はじめに

1876年制定のオスマン帝国憲法は、西欧列強の主導する主権国家体系と帝国主義とが世界を席卷する中、近世まで自生的に発展した非西欧各地の諸文明の許で、西欧近代型の憲法典やそれに基づく国制が如何に受容され確立したかという問題を考えるための一事例として、極めて重要な意義を持つ文書である。大河原・秋葉・藤波によるオスマン帝国憲法の全訳（以下「旧訳」）は<sup>1</sup>、正にこの重要性を踏まえた試みであった。

ただし、この際に翻訳されたのは1876年の制定時の内容に留まり、1908年の青年トルコ革命に始まる第二次立憲政期と呼ばれる時代に改定された条文については、翻訳はなされていない。しかし、とりわけ1909年改定憲法は、その文言の面でも精神の面でも、1876年制定当初の憲法典とは、大きくその性格を異にしている。そして1914年以降の改定は、その達成をいわば取り消す方向で行なわれたという点で、別の意味で興味深い内容を含んでいる。従って、近代オスマン帝国の憲政史的展開を論ずるに当たっては、1876年憲法の制定当初の条文のみならず、その後の修正条文をも踏まえた考察が必要となる。

そこで本稿は、この欠を補うべく、1909年以降の数度の憲法改定に伴う修正条文の全訳を試み、

その各々について簡単な解説を付したものである。これによって、旧訳と本稿とを併せ用いることで、オスマン帝国憲法の全体像に日本語で触れることができるようになると思われる。

## 凡例

1. 『官報』掲載のオスマン・トルコ語原文を底本とした。またこれに加え、参照の便のため、『国家年鑑』や『法令全書』などでの収録箇所も提示している。これらの出典については、該当箇所に註の形で記した。なお、翻訳に際しては、ドイツ語訳、英語訳、フランス語訳も参照した<sup>2</sup>。
2. 本翻訳は旧訳を継承するものであり、翻訳に際しての原則も、基本的に旧訳のそれを踏襲している。若干の訳語の変更を行なったところもあるが、そのような場合には一々註記している。
3. 原文にない語句を補う場合、[]を用いる。
4. 註は全て訳註である。
5. 修正条文の各々について、変更部分の解説を付している。また、大規模な修正が行なわれた第一回と第二回の改定については、特に冒頭にその全体についての解題を付して、その政治史的・思想史的背景がより良く理解できるようにした。なお、オスマン帝国議会の制

1 大河原知樹・秋葉淳・藤波伸嘉訳「〔全訳〕オスマン帝国憲法」粕谷元編『トルコにおける議会制の展開—オスマン帝国からトルコ共和国へ』東洋文庫、2007年、1-19頁。

2 ドイツ語訳としてはFriedrich von Kraeclitz-Greifenhorst, *Die Verfassungsgesetze des Osmanischen Reiches*, Wien: Forschungsinstitutes für Osten und Orient, 1919を、英語訳としてはHerbert F. Wright, *The Constitutions of the States at War, 1914-1918*, Washington: Government Printing Office, 1919, pp.589-605を、フランス語訳としてはF.R. Dareste et P. Dareste, *Les constitutions modernes: recueil des constitutions en vigueur dans les divers États d'Europe, d'Amérique et du monde civilisé, tome 2*, Paris: Augustin Challamel, 1910, pp.319-344を参照した。この内、ドイツ語訳は第一回から第七回までの全ての改定を含むが、英語訳とフランス語訳は第一回改定のみを収録している。これらはいずれも帝国の「公式訳」ではない。なお、以上の各言語訳の詳細とそれらの特徴については、大河原知樹「オスマン帝国憲法の成立とその特色」粕谷元編『トルコにおける議会制の展開』、50-61頁を参照のこと。

度と沿革全般、そしてそれに基づくオスマン憲政史の展開については、筆者の別稿<sup>3</sup>も併せ参照されたい。

## 第一回改定：1909年8月21日<sup>4</sup>

### 解題

1876年制定の憲法とそれに伴う第一次立憲政の試みは、1878年のアブデュルハミト二世による帝国議会「停会」により事実上葬られた。以後もオスマン帝国は形式的には立憲君主政体を保持し続けたが、現実には30年に及ぶ君主専制の時代が続く。これに対し、議会制復活を通じた国制改革を求める青年トルコ諸勢力の活動が1890年代より活発となり、その結果、統一進歩協会（以下「統一派」）を中心に1908年7月に青年トルコ革命が勃発すると、オスマン帝国は再び憲法に基づく議会制の時代を迎えることになった。第二次立憲政期の到来である。

こうした中、短命に終わった第一次立憲政の教訓を踏まえ、「国民主権及び立憲政の確立した運用」を実現すべく、憲法を改定する必要があることについては、代議院議員を中心に早くから認識の一致が見られていた。そこで、1909年1月の段階で憲法改定のための特別委員会が議会に設置されたが、その後、同年4月に勃発した「反革命」蜂起、「三月三十一日事件」や、その責任を負わせる形でなされたアブデュルハミトの廃位などの混乱を経て、憲法改定審議が本格的に進展するのは、漸く1909年5月以降になってのことだった。そして最終的には元老院の同意も経て、同年8月に憲法改定が公布された。

今回の改定は、ハミト専制への反省を踏まえて、

臣民の権利保障の規定を拡大すると共に、君主及び内閣に対する帝国議会の権限を大幅に強化し、事実上の議院内閣制を実現する内容のものであった。これは、「立憲的改革期」とも称される、同時期の一連の改革立法とも平仄を合わせるものであり、議会に体现される「国民の意志」を政治資源とした統一派の影響のみならず、広くオスマン知識人に浸透していた立憲主義思想の成せる業であったと言えよう。

もう一つ興味深いのが、今回の改定ではイスラーム法やシェイヒュルイスラームへの言及が増え、立憲主義とイスラームとの調和という観点が強く意識されている点である。特に、他の國務大臣に比してのシェイヒュルイスラームの地位の優越性を明示する修正第7条及び修正第29条や、議会制定法とイスラーム法との両立を謳う修正第118条が重要である。これらの条文は、一般に「西欧主義」「トルコ主義」の徒と見做されがちな青年トルコ知識人の心性を考える点で重要な意味を持つ。実際、革命前後において、少なからぬウラマーが主体的に立憲政を支持していたのであり、1909年改定憲法における「イスラーム的」諸条項の存在は、同時期のイラン立憲革命の展開とも併せ、近代イスラーム思想の一つの到達点として、イスラーム史上も重要な論点を提供している。

なお、実現はしなかったが憲法改定審議中に真剣に取り上げられていた論点として、元老院の組織形態の変更と政務次官設置問題とがあった。具体的には、前者については、第60条を改定して元老院議員の定員を45名とし、その三分之一を勅選、残りの三分の二を代議院が選出することが議論されていた。後者については、第67条を改定して、代議院議員が兼任し内閣と進退を共にする政

3 藤波仲嘉「オスマン帝国議会の制度と沿革」粕谷編『トルコにおける議会制の展開』、67-94頁、同『オスマン帝国と立憲政—青年トルコ革命における政治、宗教、共同体』名古屋大学出版会、2011年。

4 *Takvim-i Vekayi* (以下TV), No.321, pp.1-3; *Salname-i Devlet-i Aliye-i Osmaniye, 1326 Sene-i Maliye, Altmış Beşinci Sene, Dersaadet: Selanik Matbaası, 1326, pp.15-32; Düstur, Tertib-i Sani* (以下 *Düstur*<sup>2</sup>), *Cilt I, Dersaadet: Matbaa-i Osmaniye, 1329, pp.638-644; Kanun-ı Esasi; Meclis-i Mebusan Nizamname-i Dahilisi; Meclis-i Ayan Nizamname-i Dahilisi; İntihab-ı Mebusan Kanunu, İstanbul: Matbaa-i Amire, 1328.*

5 旧訳「スルタン陛下」を「皇帝」とした。旧訳の註4にあるように、憲法では、オスマン君主に対して、ペルシア語起源の「パーディシャー」とその派生形、又は、やはりペルシア語「シャー」の形容詞形「シャーハーネ」が用いられている。旧訳では、「日本語における慣用に準じて」、これらの訳に「スルタン」の語を採用したが、オスマン・トルコ語の原文で「スルタン」やその派生語が用いられていない以上、これはやや誤解を招く措置であった。他方で、当時の用例に鑑みれば、「パーディシャー」は、オスマン帝国に固有な独自の君主号としてではなく、高位の君主を指す普通名詞として理解されていたように思われる。従って本稿では、これらについて、「パーディシャー」というカタカナ表記ではなく、「皇帝」という表記を訳語として採用する。

務次官職を新設することが考慮されていた。

**修正第3条** オスマンの至高なるスルタン位 Saltanat はイスラームの偉大なるカリフ位 Hilafet を有し、古来の方法に従ってオスマン家の最年長男子に帰する。皇帝 Zat-ı Hazret-i Padişahi<sup>5</sup> は、即位時に帝国議会において、議会が開会していない場合には〔開会后〕最初の会議で、神聖なるイスラーム法及び憲法の規定の尊重並びに祖国 vatan 及び国民 millet に対する忠誠 sadakat を宣誓する。

#### 解説

「皇帝は」以下の後半部が新たに追加された。君主の側に「憲法の規定の尊重並びに祖国及び国民に対する忠誠」を求める内容は、オスマンの元来の家産的な国制に鑑みれば、ほとんど革命的な内容と評し得るものであり、帝国議会の側の立憲主義的な意向が強く反映していると見做せよう。なお本条文は、帝国議会議員の側が「皇帝<sup>6</sup>及び国民に対する忠誠、並びに憲法の規定」の「遵守」を誓う第46条と対照される。

**修正第6条** オスマン家一族の自由権、その私的な動産及び不動産、並びに特別法に基づく終身の帝室費は、公の保障の下にある。

#### 解説

「特別法に基づく」の一句が挿入された。帝室費に対する立憲主義的な統制が試みられている。

**修正第7条** 金曜礼拝の説教における御名の読誦、貨幣の鑄造、特別法に基づく位階勲章の授与、大宰相及びシェイヒュルイスラームの選任並びに大宰相が組織し上奏する国務各大臣の職務の承認、必要な場合における規程に従った国務大臣の罷免及び転任、種々の法律の裁可と公布、政府各部の事務及び法律の執行に関する規則命令 nizamnameler<sup>7</sup> の制定、

各種法律の発議、イスラーム法及び法律の維持及び執行、特権諸州 eyalat-ı mümtaze<sup>8</sup> の特権条項に応じた〔首長の〕任命、陸海軍の統帥、宣戦及び講和、法律に従っ〔て宣告され〕た刑罰の軽減又は恩赦、帝国議会の承認に基づく大赦の布告、期日における帝国議会の開会及び停会、特別の場合における定例前の帝国議会召集、必要とあらば元老院の同意を経て第35条に基づき3箇月以内に〔新議会が〕選挙され集会する条件の下での代議院の解散、そして各種条約の締結は、皇帝の神聖なる大権に属する。但し、講和、通商、領土の割譲及び併合、並びにオスマン臣民の基本権や個人権 tebaa-i Osmaniye'nin hukuk-ı asliye ve şahsiyesi に関わる条約、又は国家支出を伴う条約の締結に際しては、帝国議会による承認が条件となる。帝国議会が開会していない期間に内閣更迭が生じた場合、更迭に伴う責任は新内閣に帰する。

#### 解説

君主大権を列挙するこの修正第7条は、今回の憲法改定で最も変更が大きかった条文の一つであり、内容上、今回修正された他の条文とも深く関わっているため、以下に項目ごとに解説を行なう。全体に、本条文には、議会による君主大権の統制をできる限り図ろうとする立憲主義的な発想が貫徹していると言える。なお、主な変更事項は以下の通りだが、文言に変化はなくとも、列挙の順番が一部入れ替わっている場合がある。これについては旧訳と対照されたい。

まず、「位階勲章の授与」について、「特別法に基づく」の一句が追加された。

次に、「大宰相及びシェイヒュルイスラームの選任並びに大宰相が組織し上奏する国務各大臣の職務の承認」という一句が追加され、更に、従来の「国務大臣の任免」という表現が、「必要な場合における規程に従った国務大臣の罷免及び転任」という形に変更された。この二項目は、今回の憲法改定

6 旧訳の「スルタン陛下」を「皇帝」とした。上掲の註5を参照。

7 旧訳の註5を参照。議会制定法たる kanun に対し、nizamname は行政権の制定する「命令」及び政府組織内部の「規則」を共に表す。議会が存在しないか長らく停会状態にあった1908年以前とは異なり、第二次立憲政期以降には、kanun と nizamname の区別は比較的厳密に行なわれた。

8 旧訳「特別州」を「特権諸州」に変更した。これについては、藤波伸嘉「主権と宗主権のあいだ—近代オスマンの国制と外交」岡本隆司編『宗主権の世界史—東アジアの近代と翻訳概念』名古屋大学出版会、2014年、49-87頁を参照。

に際し、帝国議会での審議過程で最も議論が集中した点の一つである。委員会原案において、前者は、「代議院の信任を得た大宰相の任命」となっており、また後者については、君主の閣僚任免権は削除されていた。本会議での激論を経て、前者については、「代議院の信任を得た」の一句が削除された一方で、後述の修正第27条でも規定されるような、他の国務大臣に対する大宰相の優越性が確認されることになった。ただしここでは、大宰相と並び称されるほどのシェイヒュルイスラームの地位も明示されている。他方、後者については、立憲主義的な統制を意味するとされる、「規程に従ったalelusul」という一句を伴う弱められた形ながらも、君主の閣僚任免権が復活した。以上の結果、委員会原案ほどではないにせよ、それでも、内閣組織に際しての大宰相（ひいては、修正第30条や修正第38条に基づきそれに信任を与える帝国議会）の側の主導性がある程度は明確化され、それに伴って、君主の側の受動性もまたある程度は明文化されることになった。同時に、この変更により、シェイヒュルイスラームの地位が他の国務大臣のそれに優越することも明確化された。以上の論点については、関連する修正第27条及び修正第29条も参照されたい。

続いて、「種々の法律の裁可と公布」という一句が追加されると共に、「規則命令」に係っていた「行政諸部局devair-i idare」の語が「政府各部devair-i hükümet」に変更され、ここには更に、「法律の執行に関する」という一句も追加された。そして、「各種法律の発議」の一句が挿入されると共に、従来は「イスラーム法及び法律の執行」だった箇所には、「維持」の語が追加された。以上は、君主が議会制定法を重視し、それを遵守すべきことを明文化する内容だと言える。

また、「帝国議会の承認に基づく大赦の布告」が追加された。これも、恩赦大権を立憲主義的な統制の下に置こうとする意図に発するものだと見做せよう。

帝国議会に関わる箇所については、まず、従来は「帝国議会の召集及び停会」とされていた部分には、「期日におけるmiadında」という表現が挿入され、また、「召集akd」の語が「開会küşad」に変更された。議院自律権の尊重を意図した挿入と言えよう。次に、定例外の召集や解散については、「特別の場合における定例前の帝国議会召集、必要とあらば元老院の同意を経て第35条に基づき3箇月

以内に〔新議会が〕選挙され集会する条件の下での代議院の解散」という内容が追加された。第35条の関わる帝国議会解散要件は第二次立憲政期における最大の政治的争点の一つであり、今回の1909年改定の後、1914年以降にも繰り返し変更が加えられることになる。今回の改定は、君主による議会解散権の行使を修正第35条の定める場合に限定し、その条件を厳しく制限する内容だったが、この修正は同時に、代議院解散の是非に関し、元老院に大きな発言権をもたらしことにもなった。また、この修正によって、「勅旨を以て代議院が解散した場合には、6箇月以内に召集されるよう、代議院議員総選挙が新たに開始される」とする第73条と不整合が生じる結果となっている。この不整合は、1914年の改定によって解消された。

外交大権については、従来の「外国との条約締結」という表現が、「各種条約の締結」と変更された。その上で、条約の内容に関わる「但し」以下の部分が追加されて、君主の外交大権に対する立憲主義的な統制が試みられている。この際、講和や領土のみならず、「オスマン臣民の基本権や個人権」に関わる条約も特記の対象となっているのが興味深い。

最後に、「帝国議会が開会していない期間に内閣更迭が生じた場合、更迭に伴う責任は新内閣に帰する」という一節が追加された。

**修正第10条** 個人の自由はいかなる類の侵害からも保護される。何人もイスラーム法及び法律の定める理由及び手段を除いては、いかなる口実によっても逮捕も処罰もされない。

解説

「イスラーム法şer」及び「逮捕」が追加された。臣民の権利保障の規定を拡大しているが、イスラーム法と議会制定法とを併記する、「イスラーム的」な立場からそれが推進されているのが興味深い。

**修正第12条** 出版は、法律の範囲内において自由である。いかなる場合も、印刷前の審査や検閲teftiş ve muayeneが行なわれることはない。

解説

「いかなる場合も」以下の後半部が新たに追加

され、事前検閲が明文によって禁止された。

**修正第27条** 大宰相及びシェイヒュルイスラームの職が信頼される人物に委ねられるのと同様に、内閣組織に任ぜられる大宰相が推挙し上奏した他の國務大臣の任命も勅旨を以て行なわれる。

#### 解説

前段の「信頼される人物」に係っていた、「皇帝により<sup>9)</sup>」の語が削除された。必ずしもこれによって大宰相及びシェイヒュルイスラームが「皇帝により信頼される人物」であることが否定された訳ではないが、修正第30条や修正第38条における事実上の議院内閣制の規定と併せ考えることで、間接的ながら、内閣が君主のみならず議会に対しても責任を負うことが意識される文面となっている。また、後半部においては、「内閣組織に任ぜられる大宰相が推挙し上奏した」の部分が入された。これによって、國務各大臣に対する大宰相の優越が改めて示された。この点については、前出の修正第7条も参照のこと。

**修正第28条** 閣議は大宰相の主宰の下に招集され、内外の重要案件の審議の場となる。審議事項のうち裁可を要するものの決裁は、上奏され、勅旨により行なわれる。

#### 解説

「上奏されledelarz」の一句が入された。

**修正第29条** 國務各大臣は、その担当する官庁に属する事務の内、その執行が権限の内にあるものについては規則に従ってこれを執行し、その執行が権限の外にあるものについてはこれを大宰相に送付する。大宰相はこの種の案件の内、審議を要しないものは直接、審議を要するものについては閣議で審議した後に、裁可が必要なものは上奏し、裁可が必要でないものについては内閣の決定を奏上する。以上についての細目は特別法により定める。シェイヒュルイスラームは審議を要しないものを直接上奏する。

#### 解説

従来は、大宰相に「上申arz」という表現だったところが、「送付inhal」するに変更された。また、中段の「大宰相はこの種の案件の内」以下の一文が大きく変更され、「裁可が必要でない」案件について、大宰相は君主に「上奏arz」するのではなく、単に内閣の決定を「奏上tebliğ」するのみとなった。更に、以上についての「細目」の決定が、「特別の命令」から、「特別法」によるように変更された。総じて、君主に対する大宰相及び内閣の、そして間接的ながら議会の、自律性を高める内容だと言える。

ただし、「シェイヒュルイスラームは審議を要しないものを直接上奏する」の一文が追加されたことにより、他の國務大臣とは異なる、シェイヒュルイスラームの独立性が改めて確認されることになった。これについては、前出の修正第7条も参照のこと。

**修正第30条** 國務大臣は、政府の政策全般については連帯して、各省の事務については個別に、代議院に対して責任を負う。皇帝の裁可を必要とする決定が効力を持つためには、大宰相及び所管の大臣が決定に副署して決定に対する責任を負い、これらの副署の上部に皇帝により御名が記されていることが条件となる。内閣の決定には全閣僚の署名がなされ、裁可が必要な場合には、同様にこれらの署名の上部に皇帝により御名が記される。

#### 解説

ほとんど新規の条文と言えるほどの大規模な変更が施された。前半では、政務に関して、君主ではなく代議院に対する内閣の連帯責任が定められ、後半には大宰相及び國務大臣による副署の規定が置かれている。事実上の議院内閣制を導入する内容だと言える。

**修正第35条** 閣僚と代議院との間で意見の対立が生じた際、閣僚がその見解を翻さず、一方で代議院側が再度にわたりこれを明確に否決した場合、閣僚には、代議院の議決を承認するか、又は辞職するかが義務付けられる。辞

9 旧訳「スルタンにより」を「皇帝により」に変更した。

職した場合、新内閣が前内閣の見解を踏襲し、議会在理由を付した表決によって再びこれを否決した時には、第7条に基づいて選挙を開始すべく、皇帝は議会を解散することができる。但し、新議会在前議会在の見解を踏襲した場合、代議院の表決を承認することが義務付けられる。

#### 解説

本条文でもほぼ全面的な変更が行なわれている。これについては前出の修正第7条における議会在解散の項も参照のこと。君主の議会在解散権をほとんど行使不可能なものとし、君主及び内閣に対する議会在の立場を大幅に強化している。

**修正第36条** 帝国議会在が開会していない期間、国家を危険から守り、又は治安の攪乱を防ぐための強い必要が生じ、しかしそのために制定が必要と認められる法律の審議のために議会在を召集するだけの時間の猶予がない場合、憲法の規定に反しない限り、内閣により下された決定は、代議院召集後に議決がなされるまでの間、勅旨により、一時的に法律の効力を有する。これらの決定は、[開会后]最初の会議で代議院に送付される必要がある。

#### 解説

「これらの決定は」以下の最後の一文が追加された。緊急時に内閣が下し得る法律の効力を持つ決定に対し、議会在による事後的な審議の時期を明文化することで、立憲主義的な統制を図っている。

**修正第38条** 代議院の多数による議決によって、議案説明のために招致された国務大臣は、自ら出席するか、又は下僚の一人を派遣して、なされた質疑に対して答弁し、また必要と見なした場合には自らの責任において答弁を延期する権限を有する。説明の結果、代議院の多数により不信任が表明された国務大臣は失職する。内閣首班<sup>10</sup>に対して不信任が表明された場合、内閣は総辞職する。

#### 解説

「説明の結果」以降の後半部が新たに追加された。従来、本条文は閣僚の議会在での発言権を保障するのみの内容だったが、この改定により逆に、議会在による閣僚への個別的な不信任決議及び内閣総辞職をもたらす大宰相への不信任決議の権限を明示する条文となった。ただし、閣僚に「答弁を延期する権限」が認められているのに対して、代議院側にその「延期」を拒否したり期限を切ったりする権限があるのか否かは、不分明なままに残されている。

**修正第43条** 帝国議会在の両議院は、毎年[財務暦]テシュリーン2月1日<sup>11</sup>に召集なくして集會しtecemmü eder<sup>12</sup>、勅旨を以て開會する。[財務暦]マユス月1日<sup>13</sup>に同様に勅旨を以て閉會する。いずれの院も他院が開会していない時には開会しない。

#### 解説

「召集なくして bila davet」が挿入された。これにより、君主による召集を待たず、議会在側が当然に集會することが明文化され、議院自律権が強化された。また、定例の閉會の時期が従来の3月から5月へと変更され、その結果、会期も4箇月から6箇月に延長された。

**修正第44条** 皇帝は、必要と認められる場合、自らの発意により、又は代議院の絶対多数によりなされた書面による要請に基づき、帝国議会在を定例以前に開會することができる。また、[議会在]本會議の議決により、又は[皇帝]自らの発意により、定例の会期を延長することができる。

#### 解説

前半部では、従来「必要と認められる場合」に係っていた、「国家にとり」の一句が削除された。後半部においては、君主による会期の短縮を認めていた箇所が削除された。更に、議会在自らによる定例以前の召集の要請や会期の延長が認められる

10 大宰相を指す。

11 20世紀において、財務暦テシュリーン2月1日は、グレゴリウス暦の11月14日に相当する。

12 旧訳「召集され」を「集會し」に変更した。

13 20世紀において、財務暦マユス月1日は、グレゴリウス暦の5月14日に相当する。

ことになった。全体として、議院自律権の拡大を目指す変更だと言えるだろう。

**修正第53条** 法律の新規制定又は現行法の改定の発案権は、閣僚、元老院議員、そして代議院議員の各人が有する。両議院のいずれも、新たに又は改定のために作成した法案は他院に送付し、この院でも可決された後に、裁可を仰ぐべく皇帝に上奏される。

**修正第54条** 作成された法案は代議院及び元老院での審議を経て可決された後、上奏され *ledelarz*、裁可を経て、その施行について皇帝の勅旨が下った場合、発効する。上奏された法律は2箇月以内に裁可されるか、又は再審議のために一度 [のみ] 差し戻される。差し戻された法律の再審議においては、3分の2以上の多数による可決が要件とされる。至急が決議された法律は、十日以内に裁可されるか、又は差し戻される。

## 解説

修正第53条及び修正第54条の二条は共に大きく変更され、総体として、立法に関わる帝国議会議員の権限が拡大され明文化された。以下に項目ごとに詳述する。

まず、従来の両条文は、帝国議會を迂回する法律制定が可能だと解釈することもできる内容だったのに対し、今回の変更によって、そのような解釈は不可能となった。同時に、両条文で国家評議会 *Şura-yı Devlet* への言及が削除され、従来は必須であった、法案作成における国家評議会の関与が不要とされた。ただし実際にはこれ以降も、特に政府提出法案については、国家評議会での法案作成はしばしば行なわれている。

修正第53条では、従来は帝国議会議院の立法請求権に係っていた、「権限の範囲内の事案について」の語が削除されると共に、条文全体が、帝国議会議員に法律発案の「請求 *istida*」権を認める従来の内容から、法律の発案権そのものを認める形へと変更された。なお、修正第7条の定める君主の「各種法律の発議」の権限については、ここでは全く触れられていない。

修正第54条では、法案は必ず帝国議会の両議院を通過すべきことが明示された。また、「上奏された法律は」以降はほぼ新規の内容である。この際、

両議院での可決後に君主に上奏されるものが、これまでとは異なって「法案」ではなく「法律」とされているが、議会を通過した「法律」が「発効」するためには君主の裁可が必要となることに変わりはないため、この点では、法律制定における君主の権限がそれほど大きく損なわれた訳ではない。寧ろこの部分では、君主に2箇月以内かつ一度の差し戻しの権利を認め、議会側は3分の2以上の多数でなければこれを覆せないとしたところに従来の条文との大きな差がある。従来は法律の裁可の期限に関して明文の規定が存在せず、従って君主には、恣意的に裁可を行なわない、あるいは裁可を延期し続けるという選択肢もあったことに鑑みれば、これも議会の立場を強化する修正と見做すことができる。

また、修正第53条で、両議院のいずれにも先議の権限があると読める形で、議院間の法案送付手続きが新たに明示されたのに加え、第54条に従来は存在した、代議院先議の規定も撤廃された。ところが、第55条及び第64条における代議院先議規定は残存しており、更に、予算法の扱いについて代議院のみに言及する修正第80条も存在するため、結局のところ、立法過程における代議院の優越は維持されている。このため、法案先議権の有無をめぐる、この修正第53条と第55条及び第64条との間に矛盾が生じる結果となっている。そこで、第64条を元老院先議も可能とする形に改定することの是非は、今回の改定以後もしばしば問題とされた。

他方、従来は第54条に存在した、「いずれかの院が否決した法案を同年の会期中に再び審議に付すことはできない」という一文が削除されたため、一事不再議の原則を通じた、代議院に対する元老院の抵抗力は弱められている。

**修正第76条** 代議院議員には毎年の会期ごとに国庫より3万クルシュが支給される。その往復旅費は、文官任用令に基づいて月給5千クルシュ [の文官] 相当の額を支給する。法定上の期間を超えて開会した場合、月給5千クルシュ [の文官] 相当の追加手当が支給される。

## 解説

修正第43条によって帝国議会の会期が4箇月から6箇月に延長されたことを受け、代議院議員の歳費が2万クルシュより3万クルシュに増額された。

即ち、代議院議員は、議会開会中に限り、月当たり5千クルシュを得るという扱いだっただ計算になる。その旅費が月給5千クルシュの文官と同等の形で計算されることも、このことを裏付けている。

また、「法定上の期間を」以下の後半部が新たに追加された。これにより、会期延長時の追加手当も明文で保障されることになった。以上の変更は、代議院議員の身分を保障しその活動を活性化させることを目的としていたと言えよう。

なお、変更されなかった第63条によれば、元老院議員の月給は1万クルシュである。これに対し、グレゴリウス暦の1910年から12年に相当する財務暦1326年及び1327年の予算によれば、大宰相の俸給の年額が36万クルシュ、シェイヒュルイスラムが24万クルシュ、他の國務大臣が18万クルシュ、各省次官は9万から7万2千クルシュである。また、両院議長にはそれぞれ18万クルシュが計上されている。以上からは、少なくとも給与の点で見ると、両院議長が國務大臣と同格であり、元老院議員は大臣と次官の間、代議院議員は次官より格下の各省の高級官僚とほぼ同等と見做されていることが理解される。

**修正第77条** 代議院は、会期ごとに議長職及び第一、第二副議長職に1名ずつを多数決によって選出し、選挙結果を皇帝に上奏する。

#### 解説

従来は、代議院の選出した各3名の候補の中から、君主の側が議長及び第一、第二副議長をそれぞれ1名ずつ選出する仕組みだったが、今回の変更により、代議院側が自ら議長を選出し、君主にはその結果を事後的に上奏するのみという形となった。これも、議院自律権を強化する方向の変更だと言えよう。

**修正第80条** 国家予算は、予算法に示される通り、代議院が細目にわたって審議した後、その額は閣僚臨席の許で代議院により決定される。これに相応する歳入の性質及び金額、並びに〔租税の〕割当及び徴収の方法は、閣僚臨席の許で決定される。

#### 解説

代議院の法案審議権を定めていた従来の第一文が削除された。修正第53条及び修正第54条で代議院の法律発案権と法案審議権とが明文化されたので、これは不要とされた。また、本条文に残された、予算編成に関する部分についても、従来は「代議院が閣僚と共に決定する」となっていた部分が、閣僚臨席の許で代議院が決定するという形に変更された。予算編成権を議会に委ねることで、国家予算に対する立憲主義的統制を強化したものと見做せよう。

**修正第113条** 国土の一部で混乱の生じることが確実な証拠又は徴候が認められる場合、至高の〔オスマン〕政府は、その地域に限り、臨時に戒厳idare-i örfiyeを布告する権利を有する。戒厳とは民政上の法律及び命令を一時的に停止することであり、戒厳下に置かれる地域の行政方法は、特別の法令によって定められる。

#### 解説

従来の後半部、かつて第一次立憲政期にミドハト・パシャを葬った悪名高き「国家の安全を侵害したことが、治安当局の確かな調査により明らかになった者を、神護の〔オスマン〕帝国領から追放し、退去させることは、ただ皇帝<sup>14</sup>のみが行行使することのできる権限である」の一文が削除された。これにより、臣民の権利が一層保障されることになったと言えよう。

**修正第118条** 現在効力を有する法令、慣行、慣例は、将来制定される法律又は命令によって修正又は廃止されない限り、効力を保つ。法律及び命令の制定に際しては、大衆の慣習や時代の必要に適合するイスラーム及び法の規定並びに公序良俗muamalat-ı nasa erfak ve ihtiyacat-ı zamana evfak ahkam-ı fıkhıye ve hukukiye ile adab ve muamalatを基礎とする。

#### 解説

後半部、「法律及び命令の制定に際しては」以下の文章が追加された。議会制定法はイスラーム法に則るべきことが明記され、立憲主義とイスラーム

14 旧訳「スルタン陛下」を「皇帝」に変更した。上掲の註5を参照。

ムとの調和が図られている。

ただし、同時代のイランのように、議会から独立した、ウラマーのみから成る審査機関が設置された訳ではなく、議会制定法がイスラーム法に則っているか否かの判断を実際に行なうのは、あくまで（非ムスリム議員も含む）帝国議会である。従って、今回の改定をもって、オスマン帝国憲法が、いわゆる「イスラーム立憲主義」的なものに变质したとまで見做すことはできないだろう。

### 第119条の全文削除

#### 解説

もともと憲法制定時の経過規定に関する条文だった第119条は、既用済みとして削除された。以下、新規に3箇条が第119条以下として追加された。

**修正第119条** 郵便局が回収した文書や手紙は、予審判事又は裁判所の決定がない限り、開封されない。

#### 解説

憲法改定による新規条文である。信書の秘密が明文で規定された。

**修正第120条** 特別法に従う限り、オスマン人は集会の権利を持つ。オスマン帝国の領土保全 *Devlet-i Osmaniye'nin tamamiyet-i mülkiyesi*<sup>15</sup> を損なうか、立憲政体を変更するか、憲法の規定に反して行動するか、若しくはオスマン帝国構成諸民族 *anasır-ı Osmaniye* を政治的に離間するかのいずれかを目的とする結社、又は道徳や良俗に反する結社の設立は禁じられる。また、秘密結社は例外なく禁じられる。

#### 解説

憲法改定による新規条文である。法律の範囲内で、集会権と結社権とが保障された。なお、本条文に列挙されている禁止項目は、同時期に制定された結社法でも、ほぼ同様の形で繰り返されている。

**修正第121条** 元老院の議事は公開である。但し、重要案件のために議事を秘密会とする提案が、閣僚により、又は元老院議員5名によってなされた場合、議場より議員以外を退席させた上で、提案の採否を多数による採決に付す。

#### 解説

憲法改定による新規条文である。当初より憲法第78条によって議事の公開が定められていた代議院とは異なり、従来は元老院の議事の公開の有無については憲法には明文の規定がなく、元老院規則においてその非公開が定められていた。だが今回の変更で、元老院の議事の公開も明文化されることになった。

### 第二回改定：1914年5月28日<sup>16</sup>

#### 解題

第一回憲法改定により実現した事実上の議院内閣制の下、代議院多数を押さえる統一派は、1909年から11年にかけて、自派に近い官僚政治家が組織する内閣を支持する形で政権に参画してきたが、1911年春より、議会内外で反統一派の機運が高まる。同年11月、反統一派勢力を糾合する形で自由連合党が結成されると、これに脅威を覚えた統一派は、憲法修正第35条の再改定を口実とした議会解散によって、反統一派勢力の一扫を図ろうとした。

そこで政府は、現行の修正第35条を、内閣が代議院と対立した場合、議会解散か内閣更迭かの選択権をほぼ無条件で君主に与えるという形に改定する案を議会に提出した。統一派の観点からすればこれは、立法権偏重に傾いた1909年改定憲法に正しい権力分立を導入するものであった。だが反統一派は、これは立憲主義からの後退、即ち国民主権の否定に等しいと見做し、改定案に強い批判を浴びせた。ただし、統一派の真の狙いは、この改定案自体の成立というよりは、その否決後、自派の支持する現大宰相を一旦辞任させた上で再び組閣させて、彼の首班の下の新内閣に再び同じ改定案を提出させることで、現行の修正第35条が想定する、内閣が「辞職した場合、新内閣が前内閣

15 第64条の旧訳における「国家の一体性」を「領土保全」に変更した。

16 *TV, No.1837, p.2; Düstur<sup>2</sup>, Cilt 6, Dersaadet: Matbaa-i Amire, 1334, pp.749-750; Kanun-ı Esasi; Meclis-i Mebusan Nizamname-i Dahilisi: Kanun-ı Esasi Tadilat-ı Ahiresiyle Usul-i Müzakere ve Saireye Dair Meclis-i Mebusanca Kabul Edilmiş Olup Nizamname-i Dahiliye İlave Edilecek Olan Bazı Mevadd-ı Muaddile ve Müzeyyeleyi Muhtevidir, İstanbul: Matbaa-i Amire, 1330.*

の見解を踏襲し、議会在理由を付した表決によって再びこれを否決した時には」君主が議会を解散することが可能だという条件を満たそうとするところにあった。即ち、それが可決されようが否決されようが、統一派主導の議会解散を可能とするための政争の具として、今回の憲法改定案は提出されたのだった。結局、反統一派の抵抗も空しく、統一派側の想定通りの形で議会在解散されると、これを受けた1912年総選挙では、「棍棒選挙」と称される大々的な選挙干渉の下、統一派が大勝した。

だが、これを受けて召集された第二議会在最中の1912年7月に、宮廷関係者や前代政治家の主導により行なわれた政変の結果、統一派は下野を余儀なくされる。このため、同派が引き続き主導した上述の憲法改定案も、実現しないままに議会在再度解散された。実際に憲法改定に漕ぎ着けたのは、1912年から13年のバルカン戦争を経て帝国の権力構造が大きく変動した1914年に入ることであり、それを実現したのも、再度の総選挙を経て新たに召集された第三議会在議員たちであった。だが、既に統一派の事実上の一党支配体制が築き上げられていたこの時期には、今回の修正条文は、もはやそれが1911年末の時点で有していた政治的な意味を失っていた。

このように、議会在を根拠として君主や前代政治家が牛耳る内閣への抵抗を試みた1909年時点での憲法改定とは異なり、1914年以降の憲法改定には、君主大権や内閣の権限を強化することで自らの政権運営を円滑化しようとする統一派政府の意向が如実に表れていた。勿論、統一派が代議院多数を占めていた以上、一連の憲法改定が、手続き的には必ずしも違憲と呼べるものではなかったのは事実である。ただし、1914年以降の憲法改定には、政権による非立憲主義的な行為という趣が強いことは否めない。

**修正第7条** 金曜礼拝の説教における御名の読誦、貨幣の鑄造、特別法に基づく位階勲章の授与、大宰相及びシェイヒュルイスラムの選任並びに大宰相が組織し上奏する国務各大臣の職務の承認、必要な場合における規程に従った国務大臣の罷免及び転任、種々の法律の裁可と公布、政府各部の事務及び法律の執行に関する規則命令の制定、各種法律の発議、イスラム法及び法律の維持及び執行、特権諸州の特権条項に応じた〔首長の〕任命、陸

海軍の統帥、宣戦及び講和、法律に従つ〔て宣告され〕た刑罰の軽減又は恩赦、帝国議会在の承認に基づく大赦の布告、期日における帝国議会在の開会及び停会、特別の場合における定例前の帝国議会在召集、必要とあらば第35条に基づく代議院の解散、延期及び停会の期間の合計が会期の半分を超えず、年内に会期を全うする限りでの〔帝国議会在の〕延期又は停会、そして各種条約の締結は、皇帝の神聖なる大権に属する。但し、講和、通商、領土の割譲及び併合、並びにオスマン臣民の基本権や個人権に関わる条約、又は国家支出を伴う条約の締結に際しては、帝国議会在による承認が条件となる。帝国議会在が開会していない期間に内閣更迭が生じた場合、更迭に伴う責任は新内閣に帰する。

#### 解説

中段、「必要とあらば第35条に基づく代議院の解散、延期及び停会の期間の合計が会期の半分を超えず、年内に会期を全うする限りでの〔帝国議会在の〕延期又は停会」が変更部分である。後述の修正第35条に基づく君主による代議院解散時に、元老院の同意が不要となり、君主の、そして事実上は政府の裁量の幅が広げられることとなった。同時に、新議会在召集までの期限についての言及も本条文からは削除され、4箇月以内の召集の旨が修正第35条及び修正第43条に記載されると共に第73条が全文削除されたことで、1909年改定憲法における不整合は解消された。他方、会期の半分即ち3箇月以内で、かつ、年内に会期を全うするという条件付きではあれ、やはり君主の裁量による帝国議会在の延期や停会が認められることになり、全体として、立憲主義の観点からは、1909年の達成より後退することとなった。

**修正第35条** 閣僚と代議院との間で意見の対立が生じた案件について、閣僚の側が可決を要求する一方で代議院の側が再度にわたり多数によってこれを否決した場合、閣僚を更迭するか、又は新たに4箇月以内に〔新議会在が〕選挙され召集される条件で代議院を解散することは、皇帝の大権に属する。但し、新議会在が前議会在の見解を踏襲した場合、代議院の表決を承認することが義務付けられる。

## 解説

上述の通り、1911年末に政治的に一大争点となった条文である。今回の変更によって、内閣と代議院の対立時に、そのいずれを支持するかは、ほぼ無条件で君主の判断に委ねられることになった。新議会がなお内閣と対立した場合にはその見解が尊重される点で、憲法制定当初の内容とは一線を画してはいるが、修正第7条の場合と同様に、本条文においても、代議院の地位は、1909年に比べて大きく弱められた。

## 修正第43条 帝国議会の両議院は毎年〔財務暦〕

テシュリーン2月1日に、延期された場合には延期期間の終了後に、召集なくして集會し、勅旨を以て開會する。会期は6箇月であり、この期間の終了後、議会は同様に勅旨を以て閉會する。いずれの院も他院が開會していない時には開會しない。代議院が解散された場合、4箇月後に召集される新議会の会期は、特別会期と見なされる。その期間は2箇月であり、延長は可能だが延期は認められない。〔この場合、〕第69条に記載されている4年の任期はテシュリーン2月1日より始まる。

## 解説

1909年改定憲法においてそうだったように議會閉會の日程を固定するのではなく、今回の変更では、会期の長さが6箇月に固定された。これは、修正第7条により議会の延期が可能になったことに対応する措置である。従って、会期の長さ自体は1909年改定憲法の場合とそれほど変わらない。また、代議院解散時に行なわれる総選挙直後の議會を、「特別会期」として、通常の会期とは別扱いとすること、修正第7条の定める君主の議會延期権にも拘らず、解散総選挙後の特別会期の延期は認められないことが明示された。

## 第73条の全文削除

## 解説

「勅旨を以て代議院が解散した場合には、6箇月以内に召集されるよう、代議院議員総選挙が新たに開始される」という第73条が全文削除された。第35条及び第43条の改定により、新議会の召集が4箇月以内とされたため、それと矛盾する本条文は不要となったのがその理由である。なお、以下の条文の番号が繰り上がることはなく、第73条は空番として、そのままに据え置かれた。

第三回改定：1915年2月11日<sup>17</sup>

修正第7条 金曜礼拝の説教における御名の誦誦、貨幣の鑄造、特別法に基づく位階勲章の授与、大宰相及びシェイヒュルイスラームの選任並びに大宰相が組織し上奏する國務各大臣の職務の承認、必要な場合における規程に従った國務大臣の罷免及び転任、種々の法律の裁可と公布、政府各部の事務及び法律の執行に関する規則命令の制定、各種法律の發議、イスラーム法及び法律の維持及び執行、特權諸州の特權条項に応じた〔首長の〕任命、陸海軍の統帥、宣戦及び講和、法律に従つ〔て宣告され〕た刑罰の軽減又は恩赦、帝国議会の承認に基づく大赦の布告、期日における帝国議会の開會及び閉會、〔帝国議会の〕定例前の又は特別の形での召集、会期の延長、3箇月以内でかつ一度限りの延期、年内に会期を全うする限りでの議会の一定期間の停會、必要とあらば第35条に基づく代議院の解散、そして各種条約の締結は、皇帝の神聖なる大權に属する。但し、講和、通商、領土の割讓及び併合、並びにオスマン臣民の基本權や個人權に関わる条約、又は國家支出を伴う条約の締結に際しては、帝国議會による承認が条件となる。帝国議會が開會していない期間に内閣更迭が生じた場合、更迭に伴う責任は新内閣に帰する。

17 TV, No.2084, p.1; *Düstur*<sup>2</sup>, *Cilt 7*, Dersaadet: Matbaa-i Amire, 1336, pp.224–225. また、上掲註16に引用した *Kanun-ı Esasi; Meclis-i Mebusan Nizamname-i Dahiliye: Kanun-ı Esasi Tadilat-ı Ahiresiyle Usul-i Müzakere ve Saireye Dair Meclis-i Mebusanca Kabul Edilmiş Olup Nizamname-i Dahiliye İlave Edilecek Olan Bazı Mevadd-ı Muaddile ve Müzeyyeleyi Muhtevidir*, İstanbul: Matbaa-i Amire, 1330 は、本文は第二回改定までの内容だが、別紙の形で今次の第三回改定に関わる情報も追補されている。

## 解説

中段、「期日における帝国議会の開会及び閉会、[帝国議会の] 定例前の又は特別の形での召集、会期の延長、3箇月以内でかつ一度限りの延期、年内に会期を全うする限りでの議会の一定期間の停会、必要とあらば第35条に基づく代議院の解散」の部分が変更箇所である。この内、「開会及び閉会」は、アラビア語風に「開会と停会 *küşad ve tatili*」とされていたところが、トルコ語風に *açılıp kapatılması* と変更されたものである。全体に、君主による議会の延期や停会の権限を強化しており、立憲主義の観点からすれば更なる後退と言える。

**修正第43条** 帝国議会の両議院は毎年[財務暦] テシュリーン2月1日に、延期された場合には延期期間の終了後に、召集なくして集会し、勅旨を以て開会する。会期は4箇月であり、この期間の終了後、議会は同様に勅旨を以て閉会する。いずれの院も他院が開会していない時には開会しない。代議院が解散された場合、4箇月後に召集される新議会の会期は、特別会期と見なされる。その期間は2箇月であり、延長は可能だが延期は認められない。[この場合、] 第69条に記載されている4年の任期はテシュリーン2月1日より始まる。

## 解説

会期が6箇月から4箇月に短縮され、憲法制定当時の会期の長さに戻された。

**修正第102条** 予算法の効力は一年間に限られる。当該の年以外には効力を持たないが、[議会の] 延期や停会がその効力を損なうことはない。但し、代議院が予算を議決することなく解散された場合、内閣は勅旨により裁可された決定を以て、その効力が一年を越えないという条件において、前年予算の規定を代議院の次会期まで執行することができる。

## 解説

前半に「[議会の] 延期や停会がその効力を損な

うことはない」という一句が挿入されると共に、それに続く、「代議院が予算を議決することなく解散された場合」という部分に係っていた、「特別な状況のために」という表現が削除された。

## 第四回改定：1916年3月9日<sup>18</sup>

**修正第76条** 代議院議員には毎年の会期ごとに5万クルシュが支給される。その往復旅費は、月給4千クルシュ[の文官] 相当の額を支給する。会期延長や議会の特別の[形での] 召集 *meclisin fevkalade içtimai*<sup>19</sup> の場合、追加の手当は支給されない。解散後に[総選挙を経て] 召集された *fesihten sonra içtima eden*<sup>20</sup> 議員には、手当の半額が支給される。

## 解説

代議院議員の歳費が3万クルシュより5万クルシュに増額された。第三回改定の時点で、会期が既に6箇月から4箇月に短縮していたことに鑑みれば、今回の増額は、折からの第一次世界大戦の最中に進行した急激なインフレーションに対応するためのものと思われる。

また、従来は存在した「文官任用令に基づいて」という一句が削除されたが、旅費支給は今後とも同令に基づくことは議会で明言されている。ただし、この際、月給5千クルシュの文官相当から4千クルシュの文官相当へと、代議院議員の地位が低下していることは見逃せない。

更に、歳費増額を根拠の一つとして、会期の延長時や議会の特別な形での召集時には追加の手当を認めず、解散総選挙を経た後の特別会期については、手当の半額のみを支給することとなった。これらは会期延長や代議院解散に対する議員の身分の保障を低下させるものであり、やはり議会の地位の低下を示すものだと言えよう。

大戦中のインフレーションについて付言しておく、1914年から16年の間に消費者物価指数はおよそ2倍、18年には18倍強に跳ね上がっている。より具体的な品目に即せば、1914年7月時点では1オッカ即ち1.3キログラム弱の砂糖が3クルシュ、コーヒーが12クルシュ、ジャガイモが1クルシュ

18 TV, No.2466, p.1; *Düstur*<sup>2</sup>, Cilt 8, İstanbul: Evkaf Matbaası, 1928, p.483.

19 修正第7条の想定する、帝国議会の「特別の形での召集」に相当する。

20 修正第43条の想定する、代議院解散と総選挙とを経て4箇月後に召集される新議会の「特別会期」に相当する。

で購入できたのに対し、1917年1月時点でこれらはそれぞれ62クルシュ、160クルシュ、8クルシュに、1918年9月にはそれぞれ250クルシュ、600クルシュ、27クルシュに値上がりしている<sup>21</sup>。

なお、この第四回改定と下記の第五回改定は同日付けで行なわれているが、それぞれ別々の法律の形で行なわれており、『官報』掲載も1号ずれている。

### 第五回改定：1916年3月9日<sup>22</sup>

**修正第7条** 金曜礼拝の説教における御名の読誦、貨幣の鑄造、特別法に基づく位階勲章の授与、大宰相及びシェイヒュルイスラームの選任並びに大宰相が組織し上奏する国務各大臣の職務の承認、必要な場合における規程に従った国務大臣の罷免及び転任、種々の法律の裁可と公布、政府各部の事務及び法律の執行に関する規則命令の制定、各種法律の発議、イスラーム法及び法律の維持及び執行、特権諸州の特権条項に応じた〔首長の〕任命、陸海軍の統帥、宣戦及び講和、法律に従って〔て宣告され〕た刑罰の軽減又は恩赦、帝国議会の承認に基づく大赦の布告、期日における帝国議会の開会及び閉会、〔帝国議会の〕定例前の又は特別の形での召集、会期の延長、3箇月以内でかつ一度限りの延期、年内に会期を全うする限りでの議会の一定期間の停会、必要とあらば4箇月以内に〔新議会が〕選挙され集会する条件の下での代議院の解散、そして各種条約の締結は、皇帝の神聖なる大権に属する。但し、講和、通商、領土の割譲及び併合、並びにオスマン臣民の基本権や個人権に関わる条約、又は国家支出を伴う条約の締結に際しては、帝国議会による承認が条件となる。帝国議会が開会していない期間に内閣更迭が生じた場合、更迭に伴う責任は新内閣に帰する。

#### 解説

中段の代議院解散に関する規定の中で、従来は

「第35条に基づく」となっていた部分が、「4箇月以内に〔新議会が〕選挙され集会する条件の下での」という形に変更された。後述する第35条自体の削除に伴う措置である。

### 第35条の全文削除

#### 解説

上記の修正第7条の規定と併せて、この第35条の削除により、代議院解散は完全に君主の裁量に委ねられることとなった。ほぼ憲法制定当初の内容に戻ったと言えよう。

なお、以下の条文の番号が繰り上がることはなく、第35条は空番として、そのままに据え置かれた。

### 第六回改定：1916年3月20日<sup>23</sup>

**修正第72条** 選挙人は、必要な資質を備えたあらゆるオスマン人を、代議院議員に選ぶことができる。但し、何人も、同時に3つ以上の選挙区から立候補することはできない。

#### 解説

従来は存在していた、代議院議員は当該選挙区が属する州の住民でなければならないという規定が撤廃された。なお、「必要な資質」からの欠格条項は、変更のなされていない第68条で列挙されている。

今回の変更は、「代議院議員は自らを選出した選挙区の代表ではなく、全オスマン人の代表と見なされる」という第71条の精神を押し進めたものだとも言えようが、他方で、いわゆる「落下傘型」候補の擁立を容易にし、政権による選挙操作を円滑化させる効果も予見されよう。ただし、いずれにせよこの改定以降、総選挙は1919年に一回行なわれただけであり、しかもその際にはユダヤ人を除く非ムスリムは選挙に参加せず、また既に大宰相府の実効支配から離れていたアラブ地域ではこの総選挙は行なわれなかったため、結果的には、この変更が意味を持つ機会は少なかった。

21 Zafer Toprak, *Türkiye'de Milli İktisat 1908–1918*, İstanbul: Doğan Kitap, 2012, Bölüm 14.

22 TV, No.2467, p.1; *Düstur*<sup>2</sup>, Cilt 8, p.484.

23 TV, No.2486, p.1; *1333–1334 Sene-i Maliye Salname-i Devlet-i Aliye-i Osmaniye, Altmış Sekizinci Sene*, Dersaadet: Hilal Matbaası, 1334, pp.19–47; *Düstur*<sup>2</sup>, Cilt 8, p.754.

## 第七回改定：1918年3月21日<sup>24</sup>

**修正第69条** 代議院議員総選挙は、4年に一度これを実施する。選出された議員の任期は4年である。但し、再選は認められる。しかし、4年目の会期が皇軍Ordu-yu Hümayun<sup>25</sup>の総動員を必要とする戦時に相当した場合、両議院でそれぞれ総議員の3分の2以上の出席により審議が開始され、総議員の絶対多数により可決された法律に基づき、上述の任期を延長することができる。

### 解説

この改定により、本来ならば1918年3月で満了する筈だった第三議会の議員たちの任期が延長された。総選挙を通じた国民の意見表明の機会を奪ったとも言え、実際にそのような観点からの批判も元老院を中心に見られはしたが、他方で、第一次大戦の最中の戦況の現実からすれば、特に連合国軍による被占領地域において総選挙の実施は困難であり、やむを得ない改定であったとも評せよう。実際、この改定を行なった代議院議員たちの関心は一般に、現議員の任期満了後、戦争中の環境で総選挙が行なえず、結果として帝国議会が開会されず、従って国民代表も存在しなくなる事態に陥ることへの懸念に置かれていた。

また、この改定の結果、被占領地域を代表する議員がオスマン帝国議会に存在し続けることが可能となり、それに果たしてどれほどの現実的効果があったかはともかくとして、終戦後を睨んで、被占領地域に対してオスマン帝国が主張する統治権の正統性を一定なりとも確保することが可能となったと言える。

<sup>24</sup> TV, No.3187, p.1; *Düstur*<sup>2</sup>, *Cilt 10*, İstanbul: Evkaf Matbaası, 1928, p.176.

<sup>25</sup> オスマン帝国軍を指す。